

専決処分について（損害賠償額の決定）

本件は、土木作業車の交通事故の損害賠償額の決定について専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（損害賠償額を決定した日）】

令和8年5月22日

【概要】

令和8年2月2日、港区南麻布二丁目2番17号のゴチャービル駐車場において、区の土木作業車が、駐車しようとしていた相手方（株式会社）の軽小型貨物車に接触し、相手方貨物車の右側のクォーターパネル等を損傷させた交通事故に伴う損害賠償です。

【損害の状況及び損害額】

相手方貨物車の右側のクォーターパネル等が損傷しました。これに伴う損害額は、次のとおりです。

相手方：155,122円

【責任の割合】

区：100% 相手方：0%

【損害賠償額】

155,122円

【事故状況図】

